

改正食品衛生法（PL制度）への対応について

2020年6月1日（令和2年）に改正食品衛生法（ポジティブリスト制度）が施行され、食品用ホースを含む合成樹脂製器具・容器包装材に対して規制が大きく強化されました。

そして2025年6月1日の本格施行に向けて、厚生労働省より2023年11月30日に「食品、添加物等の規格基準の一部改正」が公布されましたが、現在、弊社では対象となる製品の適合性確認を行っております。

2025年6月1日以降も弊社食品用途すべての製品におきましては、食品衛生法に適合した製品をご提供できる体制を整え、常に安全な商品をお届けいたします。今後とも弊社製品のご愛顧のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

※なお、2025年5月31日までにご購入いただき、ご使用もしくは在庫でお持ちの弊社食品用途の製品につきましても、食品衛生法に適合しておりますので、引き続き、安心してご使用いただけます。（詳しくは添付資料をご確認ください。）

※シリコーンゴム製の食品用ホースに関しましては、ゴム製品となりますので、今回のPL制度対象外の材料となり、従来と変わらず安心してご使用いただけます。

併せまして現在、ホームページよりダウンロードにて関連する証明書をご提供できるサービスを進めております。準備が整い次第、再度ご案内をさせていただきます。

その他、改正食品衛生法（ポジティブリスト制度）に関するご不明な点やご質問がございましたら、下記の弊社お客様相談室までお気軽にお問合せください。なお、ご訪問の上、ご案内をさせていただくことも可能でございます。

<お問合せ先>

株式会社トヨックス お客様相談室

【電話番号】 0120 - 52 - 3132

【受付期間】 9:00 ~ 17:00（土日・祝日除く）

<https://www.toyox.co.jp>



トヨックス食品ホースシリーズは、
購入時期を問わず 2025年6月1日以降も安心してご使用いただけます

使用



購入



在庫



輸出



? なぜその結論に至るのか、法改正スケジュールでお伝えします。

R7.5.31までに製造・輸入・使用されているものは、ポジティブリスト(PL制度)に
適合しているとみなされます (令和5年厚生労働省告示第324号より)

R.2/4/28
厚労省
196号 公布
(周知された日)

R.2/6/1
厚労省
196号 施行
(効力が生じる日)

R.5/11/30
厚労省
324号 公布
(周知された日)

R.7/6/1
厚労省
324号 施行
(効力が生じる日)

196号PL制度

経過措置期間(R2.6.1~R7.5.31)

324号PL制度

324号の改正内容：
ポジティブリスト(基材リスト)による
管理など



食品衛生法の適合は

PL制度 と **原材料材質別規格** の両方に適合が必要です。

食品衛生法 告示第 370号	これら2つの規格適合が必要です	PL制度(196号) ※R7.6.1以降は324号	合成樹脂素材製品のみ対象 例：トヨフーズホース、エコロンホース、エコフーズPVC、カムロックPP など 
	原材料材質別規格 (380号)	素材問わず食品用途製品全てが対象 シリコンを含むゴム素材や継手(金属)はPL制度の対象外です。 原材料材質別規格のみ対象となります。	

▶ 上記2点の証明書は、順次ご提供できるよう進めております。

■ ご参考 ■

厚生労働省HP

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度について (2025年5月31日まで) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度について (2025年6月 1日以降) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36419.html

消費者庁HP (2024年4月より管轄が消費者庁へ変更となった)

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度について (2025年5月31日まで) https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list

食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度について (2025年6月 1日以降) https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new